

## 山梨県道路交通円滑化・安全委員会 規約（案）

## （名 称）

第1条 本会は「山梨県道路交通円滑化・安全委員会」（以下「委員会」という）と称する。

## （目 的）

第2条 委員会は、山梨県内における移動の円滑化や安全な道路交通環境の向上を図るにあたり、優先実施箇所やその対策方針等が、道路利用者や県民の意識と整合しているか等について、様々な立場から議論し、県内における今後の道路施策に反映することを目的とする。

## （検討事項）

第3条 委員会は、第2条の目的を達成するため、以下の事項について検討を行うものとする。

- 1．道路交通円滑化及び安全性の向上に関すること
- 2．パブリックコメントなどを活用した県民意見の把握に関すること
- 3．その他必要な事項

## （構 成）

第4条 委員会は、別表に定める委員により構成し、委員長は学識者をもって充てる。

## （任 期）

第5条 委員の任期は、委員会の目的が達成されるまでとする。

## （運 営）

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

- 2．委員長に事故あるときは、委員長が職務の代行者を指名する。
- 3．委員会は、委員長の招集により開催する。
- 4．委員会は、運営にあたり必要な資料などを事務局に求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の運営に係る事務を行うため、国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所調査第二課、交通対策課及び山梨県土木部道路整備課、道路管理課に事務局を置く。

(情報公開)

第8条 委員会の活動内容については情報公開を原則とする。

(その他)

第9条 この会則に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会にはかり、その都度協議して定める。

(付則) この会則は平成17年11月 日から施行する。